

# 亀岡市立学校情報セキュリティポリシー (基本方針のみ抜粋)

(基本方針のみ抜粋)

亀岡市教育委員会  
17年11月1日改訂版】

## 目 次

第1章 情報セキュリティ基本方針	1
1. 目的	1
2. 亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの構成と文書体系	1
3. 学校教育における個人情報	2
4. 個人情報の利用目的	2
5. 用語の定義	3
6. 情報資産への脅威	4
7. 情報セキュリティ対策	5
8. 亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの適用範囲	5
9. 情報セキュリティ体制	6
10. 教職員等の責務	6
11. 監査及び自己点検	6
12. 亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの評価・見直し	6

# 第1章 情報セキュリティ基本方針

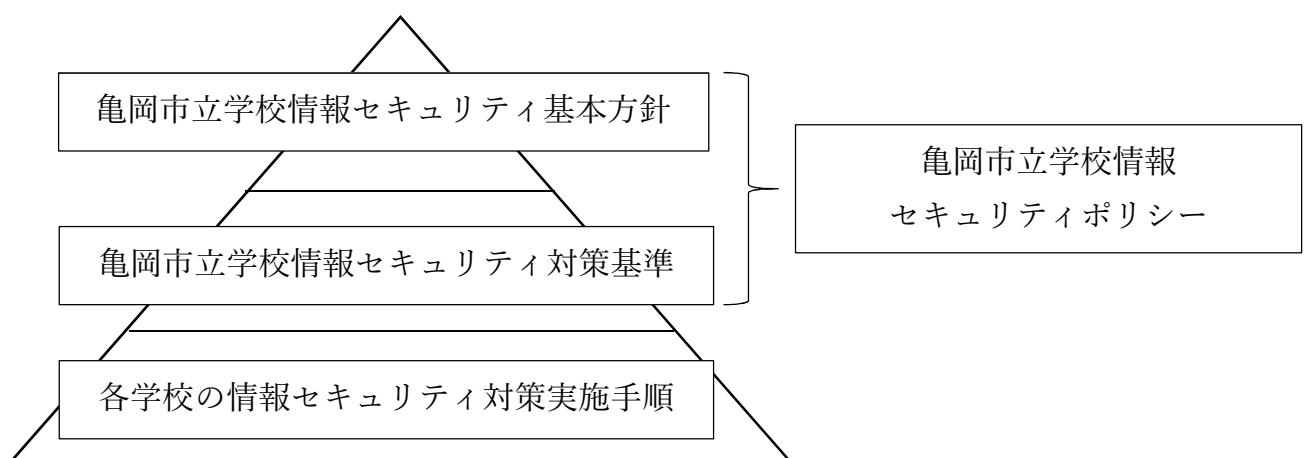
## 1. 目的

学校教育の情報化の進展により、児童・生徒、その保護者等の個人情報を含む情報資産の一層適切な管理・運用が求められる。そのため、本市においては学校における情報セキュリティ強化の観点から平成21年4月に亀岡市立小中学校情報セキュリティに関する指針(以降、学校情報セキュリティポリシーという。)を策定した。文部科学省からは平成29年10月に「学校情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が示された。その後、GIGAスクール構想の実現に基づく1人1台端末の整備やクラウドサービスの本格活用など学校のICT環境の変化に伴ってガイドラインが改訂され、今後も情報セキュリティ対策の動向や技術的な進展等を踏まえ改訂される。本市においても安全かつ適切な情報管理を行っていくには最新のガイドラインに準拠した情報セキュリティ対策が必要であり、学校情報セキュリティポリシーを都度見直し、これに基づき適正に対応していく。

## 2. 亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの構成と文書体系

学校情報セキュリティポリシーは、学校が保有する情報資産に対する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。このポリシーは、学校が保有する情報資産を取り扱う全職員に浸透、定着させるものであり、安定した統一的な規範であることが求められる。一方、情報処理・通信技術の進歩による急速な環境の変化に柔軟に対応することも必要となることから、不変的な部分として統一的な規範を定めた『情報セキュリティ基本方針』と情報資産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応する部分となる『情報セキュリティ対策基準』の2部構成として策定する。

【文書体系のイメージと説明】



文書名	内容	
亀岡市立学校情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ基本方針	学校のセキュリティ対策の目的や方針を定めた統一的な規範
亀岡市立学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル	情報セキュリティ対策基準	学校にある情報を脅威から守るための具体的な対策を示したもの
各学校の情報セキュリティ対策実施手順		情報セキュリティ対策基準を適正かつ円滑に管理・運用するために各項に対する解説を示したもの
各学校の情報セキュリティ対策実施手順書		学校において情報セキュリティ対策を実行するために各教職員が行動する手順を示したもの

### 3. 学校教育における個人情報

#### (1) 個人情報

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいう。

これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるのこととなるものも含まれる。例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報であるが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合がある。また、メールアドレスについてもユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができる場合は、それ自体が単体で、個人情報に該当する。

#### (2) 学校教育で取り扱う主な個人情報

##### ・個人に関する情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、ID、入学日や卒業日、学年、学級、出席番号、部活動、学習成績や評価、出席状況、入学、編入学、卒業、転学、財産・収入、卒業証書授与台帳等

##### ・保健情報

(ア)体重、身長、視力、聴力などの基本的な体格・体調データ

(イ)血圧、心拍数などの生理測定データ

(ウ)医療履歴、過去の病歴、アレルギー情報、手術歴、現在及び過去に処方された薬物の記録、ワクチン接種記録、生活歴、心身の状況等

##### (エ)生活習慣に関する情報

##### ・指導・支援記録

(ア)指導に関する情報

(イ)支援に関する情報

##### ・学習に関する情報

ワークシート、振り返りシート、レポート等の成果物、作品、写真、動画等

##### ・その他

教育相談、家庭訪問記録、座席表等

### 4. 個人情報の利用目的

#### (1) 個人情報の利用目的

個人情報の取扱いには、教育の質の向上、児童・生徒の安全確保、そしてより良い学校生活の提供が目的にある。

##### ① 教育活動への利用や学習状況の把握と支援

学習記録や成績等を分析し、個別最適な支援に生かす。

##### ② 健康管理と支援

体調や健康、出欠等に関する情報をもとに、教職員同士での情報共有による適切な支援、関係機関との円滑な連携を図る。

##### ③ 安全確保への利用

事故や災害等の万が一の事態において、迅速に保護者へ連絡を取るなどの緊急対応、児童・生徒の安全を確保するために利用する。

他にも、学校長が真に必要と認める際には、緊急的に上記以外の目的で個人情報を利用する場合がある。

## (2) 個人情報の取扱いに関する取組

児童・生徒の個人情報は、関連する法令や規定に従い、厳重に管理する。また、不要になった情報は適切に破棄する。

## 5. 用語の定義

亀岡市立学校情報セキュリティポリシーにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

### (1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、情報を安全・安心に使用するためのルールや技術のことをいう。

### (2) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (3) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (4) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報をアクセスできる状態を確保することをいう。

### (5) 学校情報

電磁的に記録された学校事務の執行に関わる校務情報及び学習情報をいう。

#### ① 校務情報

児童・生徒の成績、出欠及びその理由、健康診断結果、指導要録、教職員の個人情報など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童・生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。

#### ② 学習情報

児童・生徒のワークシート、作品など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教職員及び児童・生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。

### (6) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいい、校内においては以下のとおり分類する。

#### ① 「校務系ネットワーク」

インターネットに接続可能な校務処理に用いるネットワーク

#### ② 「学習系ネットワーク」

学習用端末で学習に用いるネットワーク

### (7) 教育ネットワーク

情報資産を扱う通信回線、ルータ等の通信機器

### (8) サーバ

ネットワーク上で学校情報を処理し、端末に提供するコンピュータをいう。

### (9) 端末

ネットワークを通じてサーバに接続されたパソコンをいう。

### (10) 校務系システム

校務系ネットワーク、校務用サーバ及び校務用端末から構成される校務情報を取り扱うシステム及び、校務情報を主に取り扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステ

ムをいう。

(11)学習系システム

学習系ネットワーク、学習用サーバ(クラウド含む)、学習用端末から構成される学習情報を取り扱うシステム及び、学習情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムをいう。

(12)教育情報システム

校務系システム及び学習系システムを合わせた総称

(13)外部記録媒体

情報システムでデータ等を記録するための媒体(メディア)をいう。

ハードディスク、フロッピーディスク、USBメモリ等

(14)学習用端末

GIGAスクール構想で児童・生徒及び教職員等に配備された端末をいう。

(15)情報資産

情報システム及びネットワーク並びにこれらで取り扱われる学校情報や上記から出力された情報(紙の文書も含む。)

(16)無線LAN

電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網をいう。

(17)情報セキュリティインシデント

システムやネットワークに対する攻撃や不正アクセスなど、情報の機密性や完全性、可用性を脅かす出来ることをいう。(ウイルス感染、データ漏えい、システム停止など)

(18)ソーシャルメディアサービス

インターネット上で展開される情報メディアのサービスで、組織や個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだプラットフォームのことをいう。利用者の発信した情報や利用者間のつながりによってコンテンツを作り出す要素を持ったWebサイトやネットサービスなどを総称する用語。

(19)標的型攻撃

明確な意思と目的を持ち、特定のターゲットや情報に対して行われるサイバー攻撃の一種をいう。

(20)外部サービス

「外部サービス」とは、事業者等の他組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において自組織の情報が取り扱われる場合に限る。

(21)「外部サービス提供者」

「外部サービス提供者」とは、外部サービスを提供する事業者をいう。外部サービスを利用して自組織に向けて独自のサービスを提供する事業者は含まれない。

(22)「外部サービス利用者」

「外部サービス利用者」とは、外部サービスを利用する自組織の職員等をいう。

(23)スマートデバイス

スマートフォン及びタブレット型コンピュータの総称をいう。

## 6. 情報資産への脅威

情報資産に対して想定される脅威は、その発生度合や発生した場合の影響を考慮するものとし、次のとおりとする。

(1)部外者による意図的な不正アクセス、又は不正操作によるデータやプログラムの漏えい・持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び外部記録媒体の盗難等

(2)教職員等及び外部委託業者による非意図的な操作、又は意図的な不正アクセス又は不正操作

によるデータやプログラムの漏えい・持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び外部記録媒体の盗難、想定外の情報システム接続や操作によるデータ漏えい等

- (3) 地震、落雷、火災、水害等の災害並びに事故、故障等による業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

## 7. 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講じるものとする。

### (1) 管理体制

情報資産を管理し、機密性、完全性及び可用性を維持するための体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

本市教育委員会及び市立学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類しセキュリティ対策を実施する。

### (3) ネットワーク分離によるセキュリティ対策

情報セキュリティの強化を目的とし、情報ネットワークに対し、以下の対策を講じる。

- ① 校務系と学習系ネットワークは、原則として、ほかの領域との通信をできないよう物理分離する。
- ② 校務系においては、外部接続との通信経路を論理分離する。

### (4) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講じる。

### (5) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての教職員等に亀岡市立学校情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講じる。

### (6) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講じる。

### (7) 運用

- ① 情報システムの監視、亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの順守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。
- ② 情報セキュリティが侵害される事態が発生した場合に被害の拡大防止、復旧等を迅速かつ的確に実施するため、連絡体制マニュアルを整備する。また、侵害に備えた対応訓練の定期的な実施等の対策を講じるよう努める。

### (8) 外部委託

外部に業務委託を行う場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を確認し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、教育委員会がソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

## 8. 亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの適用範囲

亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの適用範囲は、亀岡市立の全小中学校、義務教育学校、教育委員会、みらい教育リサーチセンター、情報政策課のサーバ室に設置した学校用のシステム、

サーバ等とする。

## 9. 情報セキュリティ体制

情報セキュリティ対策における取組の中核として、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT : Computer Security Incident Response Team。以下「CSIRT」という。）を設置する。

## 10. 教職員等の責務

- (1) 校長、副校長、教頭、教員、学校事務職員、任期付職員、非常勤職員(附属機関等委員を除く)、会計年度任用職員、臨時職員、その他学校に所属する職員(以下「教職員等」という。)は、情報資産の利用にあたっては、関連法令を順守しなければならない。
- (2) 教職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、亀岡市立学校情報セキュリティポリシーを順守しなければならない。

## 11. 監査及び自己点検

亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの順守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査を受ける。また、定期的に自己点検を実施する。

## 12. 亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの評価・見直し

情報セキュリティ監査の結果等により、亀岡市立学校情報セキュリティポリシーに定める事項及び、情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報システムの変更や新たな脅威の発生等、状況の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて亀岡市立学校情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。